

生徒指導に係る校内ルールについて

(1) 生徒との携帯電話・メール・SNS等の使用について

- ①教職員と生徒との間では、教育活動(部活動指導・行事指導等)に必要な連絡等に限ることとし、私的なやり取りは行わない。
- ②教育活動等に必要な連絡等の場合、事前に管理職の許可を得るとともに、保護者の承諾を得る。その際、他の教職員にその内容を報告するなど情報を共有し、透明性を高める。

(2) 生徒との面談や相談等の実施について

- ①校内面談や家庭訪問等で行い、メールやSNSは使用しない。
- ②原則として、校内または保護者在宅の生徒宅で実施する。
- ③複数の教職員により組織的に対応する。やむを得ず生徒と1対1で面談等を実施する場合は、部屋の窓や扉を開ける等、密室状態にならないよう配慮する。

(3) 教職員の自動車への生徒の乗車について

- ①原則として、自家用車には生徒を乗せない。
- ②やむを得ず生徒を自家用車に乗せる場合は、事前に管理職の許可を得るとともに、保護者の承諾を得る。

(4) 体罰について

- ①教育上必要と認める時は、生徒に懲戒を加えることができるが、体罰を加えることはできない。
- ②次のような身体的な懲戒を体罰と判断し、学校における体罰禁止の徹底を図る。
 - ア 身体に対する侵害(殴る、蹴る等)
 - イ 肉体的苦痛を与える懲戒(正座、直立等を長時間強制すること等)